

(備考)

- 1 1行は36字詰めとすること。
- 2 文字は、日本工業規格X0208で定められている図形文字並びにX0211で定められている制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いることとし、図は用いてはならない。
- ただし、「【(日本工業規格X0208区点番号(以下「区点番号」という。))1—58)】(区点番号1—59)」、「【(区点番号2—5)及び「(区点番号2—7)は用いてはならない(欄名の前後に「【(区点番号1—58)及び「【(区点番号1—59)を、又は置き換えた文字の前後に「(区点番号2—5)及び「(区点番号2—7)を用いるときを除く。】(日本工業規格X0208で定められている漢字に置き換えて記録し、又はその読みを平仮名で記録し、それらの前に「(区点番号2—5) 後ろに「(区点番号2—7)を付すこと。
- 3 「<」>又は「<」及び「>」によって囲まれた欄名は、日本工業規格X0201で定められている文字を用いること。
- 4 【様式番号】の欄には、日本工業規格X0201で定められている文字を用いること。
- 5 文字の符号化表現は、日本工業規格X0208(附屬書1で定められている方式を用いること。
- 6 【特定債権等譲受業の業務の種類】の欄には、特定債権等の譲受け、特定債権等組合契約(匿名組合又は任意組合)又は信託の形態を記録すること。
- 7 【譲渡債権に係る債務者数】は、譲渡債権等に同一の債務者があるときは、これらを一とした数とすること。
- 8 【経済産業大臣の記録欄】には、記録しないこと。

附則

この省令は、特定債権等に係る事業の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十五年政令第四百一号)の施行の日から施行する。

○経済産業省令第四百一号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十四年法律第百五十二号)の施行に伴い、及び関係法令を実施するため、工業所有権に関する手続等の特別に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年九月十日

経済産業大臣臨時代理

国務大臣 林 寛子

工業所有権に関する手続等の特別に関する法律施行規則等の一部を改正する省令

(工業所有権に関する手続等の特別に関する法律施行規則の一部改正)

第一条 工業所有権に関する手続等の特別に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一項中、「工業所有権に関する手続等の特別に関する法律施行令(以下「令」という。)、及び「請求された」を削り、「審判」という。)の下に「を請求した事件」を加え、同条第二項中、「別表」を「別表」に改める。

第三条 第三項中、「令別表」を「別表」に改め、「請求された」を削り、「の請求」を「を請求した事件」に改め、同項第九号中、「規定による」の下に「予納の」を加え、同項第十号から第十二号までを次のように改める。

十 工業所有権に関する手続等の特別に関する法律施行令(平成二年政令第二百五十八号。以下「令」という。)第一条第三項の規定による地位の承継の届出

十一 第六条第二項の包括委任状の届出

十二 第十五条第一項の規定による電子計算機の届出

第四条 第一項中、「令別表」を「別表」に改め、「請求された」を削り、「の請求」を「を請求した事件」に改める。

第五条の二 第一項中第二号を削り、同項第三号中、「令第十九条第三項」を「令第一条第三項」に改め、同号を同項第二号とし、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第五条の二 第一項第六号の次に次の一号を加える。

七 第十五条第一項の規定による電子計算機の届出

第五条の二 第一項第八号中、「入出力装置」を「電子計算機」に改め、同条第二項中第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 第十九条第一項の規定による物件の届出

第六条 第一項中、「令第一条第四十三号から第四十七号まで」を「第十条第四十九号から第五十三号まで」、「令第一条第一号から第四十号まで」を「第十条第一号から第四十六号まで」、「令第一条第四十一号」を「第十条第四十七号」、「令第二条第三項」を「第十九条第一項」に改める。

第十条を次のように改める。

(特定手続の指図)

第十条 法第三条第一項の経済産業省令で定める手続は、次に掲げる手続(別表の第二欄に掲げる手続及びこれに係る同表の第三欄に掲げる手続並びに在外者が特許管理人によらないでする手続を除く。以下「特定手続」という。)とする。

一 特許出願

二 実用新案登録出願

三 意匠登録出願

四 商標登録出願、防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願

五 商標法附則第三条第一項(同法附則第二十三号において準用する場合を含む。)の規定による書換登録の申請

六 特許法第三十六条の二第二項の規定による翻訳文の提出

七 特許法第三十条第四項(実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。)(の規定による特許法第三十条第一項又は第三項(これらの規定を実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。)(の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出

八 意匠法第四条第三項の規定による同条第二項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出

九 商標法第九条第二項の規定による同条第一項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面の提出

十 特許法第四十一条第四項又は実用新案法第八条第四項の規定による書面の提出

十一 特許法第四十三条第一項(同法第四十三号の二第三項(実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項(同法第六十八号第一項において準用する場合を含む。)(において準用する場合を含む。)(、実用新案法第十一条第一項、意匠法第十五条第一項及び商標法第十三条第一項(同法第六十八号第一項において準用する場合を含む。)(において準用する場合を含む。)(の規定による書面の提出

十二 特許法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十一号。以下この号において「昭和六十年改正法」という。)(による改正前の特許法(以下「旧特許法」という。)(第五十三号第六項(旧特許法第五十九号第一項(旧特許法第七十四号第一項(昭和六十年改正法による改正前の実用新案法(以下「旧実用新案法」という。)(第四十五号において準用する場合を含む。)(及び旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。)(、旧特許法第六十一条の第三第一項(旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。)(及び旧実用新案法第十三条において準用する場合を含む。)(の規定による書面の提出

十三 意匠法第十七号の三第三項(同法第五十条第一項(同法第五十七号第一項において準用する場合を含む。)(、商標法第十二条の二第二項(同法第六十八号第一項において準用する場合を含む。)(及び同法第五十五条の二第三項(同法第六十条の二第二項(同法第六十八号第五項において準用する場合を含む。)(及び同法第六十八号第四項において準用する場合を含む。)(において準用する場合を含む。)(の規定による書面の提出